

施策V-1：外交実施体制の整備・強化

施策目標：

激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化する。

施策評価（総括）：

複雑化する国際情勢の中、各地の治安情勢、情報防護上の脅威にも適切に対応しながら外交活動の質を強化すべく、在外公館増設、本省及び在外公館の人員確保・補強、在外公館の警備体制強化に向けた各種研修・訓練の実施、情報防護体制強化に向けた省員の意識向上のための点検や多様な研修機会の提供、さらに、地方自治体と連携を強化することで総合的外交力を高めることが必要である。政府全体での厳しい予算・定員事情、各国・地域の現地事情の差異等の中でも、各分野での柔軟な取組により一定程度目標が実現され、外交活動に必要な体制整備・確保が推進されたと評価できる。よって、施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、各取組を推進する。

外部有識者の所見（概要）：

- 本施策目標にある激動する国際社会の中で日本の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化するためには、特に分野1にある外務省の人員や機構の整備・強化は必要不可欠であるところ、毎年相当程度の定員増を確保し、在外公館の新設と内部部局の機構の新設が実現したことは評価できる。
- 日本政府が取り組む重点分野に機動的に対応するために、組織の最適化とメリハリをつけた改革（特に総合外交政策局安全保障協力課・国際協力局開発協力総括官の新設等）が進展していることを評価する。また、外務省の人員増強とともに、優秀な人員のリテンション、社会人経験者採用の積極化といった施策を実施してほしい。
- 分野4の地方連携の推進は、自治体ごとの国際的取組の進展の格差を捉えて課題設定してあり評価できる。今後の更なる取組みと成果に期待したい。他方で、地方創生は取組の幅が広く、今後拡大が見込まれる全政府的な取組であり、地方創生が人口減少対策や地域活性化をテーマとするものであることなどを踏まえ、外務省として何を支援すべきかについては整理していただいた方がよいかもしれない。

予算額・執行額等

区分

令和4年度

令和5年度

令和6年度

令和7年度

施策の予算額・執行額等
(分担金・拠出金除く)

同(分担金・拠出金)

(注) 本施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下では計上されていない。

施策名：外交実施体制の整備・強化

分野1：外務省の人員、機構の更なる整備

中期目標

外務省全体の定員及び機構の一層の増強を推進する。適切かつ持続可能なペースで在外公館の新設を行うとともに、外交活動の質の強化を進めるべく、在外公館及び本省の人員増強に取り組む。

過去3年度（令和4～6年度）の主な成果

【外務省の人員、機構の更なる整備】

- 令和4年度には定員74名、令和5年度には定員100名、令和6年度には定員70名（定年引上げに伴う特例的な定員を含む）を純増した。二国間関係・地域情勢への対応、経済安全保障の推進、地球規模課題への貢献、在外邦人保護・安全対策などに取り組むため、外交・領事業務を支える人員を確保・増強することが重要であり、政府全体での厳しい予算・定員事情の中でも、毎年定員増を確保することにより、外務省が必要と考える要員配置計画に照らして、外交実施体制の整備に進展が見られた。
- 在外公館は、令和4年度には、在キリバス大使館、在ヌメア領事事務所、令和5年度には、在セーシェル大使館、在ローマ国際機関代表部（兼館）、北大西洋条約機構（NATO）代表部（兼館）、在マルタ兼勤駐在官事務所を実館化、令和6年度には、エリトリア大使館、在ナイロビ国際機関代表部（兼館）の機構要求が認められた。これらの在外公館の設置により、安全保障分野を始めとする様々な情報収集や緊急事態における各種支援などに迅速に対応し、数と質の両面から一層効果的に行う体制が整った。
- 内部部局の機構は、令和4年度には、2025年日本国際博覧会政府代表の新設、国際協力局国際保健戦略官（課長級）、情報通信課デジタル化推進室、総合外交政策局人権人道課企画官、アジア大洋州局中国・モンゴル第一課企画官の新設、令和5年度には、国際法局経済紛争処理課経済紛争処理担当企画官、領事局政策課領事デジタル化推進室の新設、令和6年度には、総合外交政策局安全保障協力課、国際協力局開発協力総括官の新設などの機構要求が認められた。これらの内部部局の機構の新設により、激動する国際社会の課題に即した体制・機能強化が戦略的に図られ、日本の国益増進のため、主導的かつ積極的な外交を展開することができた。

課題及び今後の方向性

【外務省の人員、機構の更なる整備】

- 戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に我が国が直面する中、主導的かつ積極的な外交を展開するためには、外交・領事実施体制の抜本的強化が不可欠（参考：図2 主要国（P5+独）との在外公館数、及び図3 主要国外務省との職員数比較）。在外公館の増設と併せて、外務本省及び各在外公館で、外交・領事業務を支える人員を確保・増強することが重要である。政府全体での厳しい予算・定員事情の中で、二国間関係・地域情勢への対応、経済安全保障の推進、地球規模課題への貢献、在外邦人保護・安全対策などに取り組むため、引き続き日本の国力・外交方針に合致した体制の構築を目指して取組を実施していく。

(主な取組)

- 外交青書 外交実施体制の強化
([2023年版](#)、[2024年版](#)、[2025年版](#) (PDF版 p.339) 推移と各国比較)
- 外務省HP 我が国在外公館等の新規開設
[令和4年機構](#) (報道発表) [令和5年機構](#) (報道発表) [令和6年機構](#) (報道発表)



図1 在外公館数の推移



図2 主要国 (P5+独) との在外公館数の比較

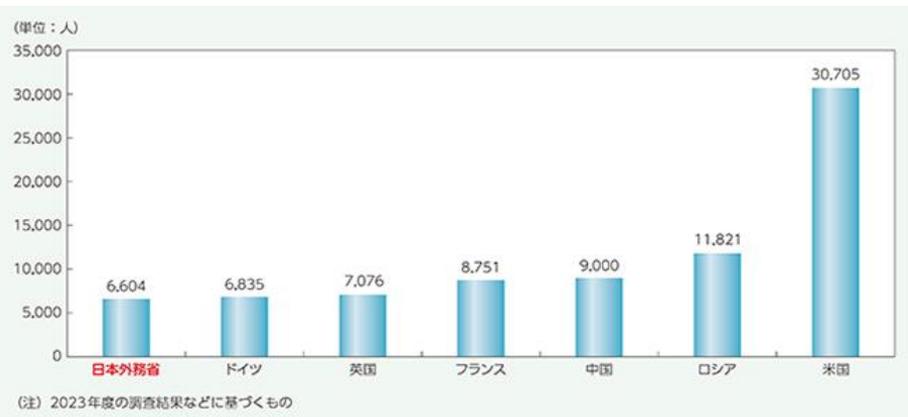


図3 主要国外務省との職員数比較

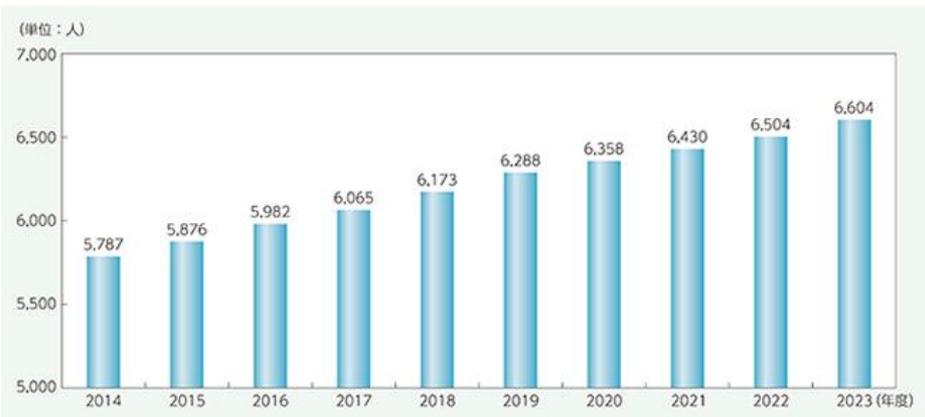


図4 外務省職員数の推移

(注) 評価書を作成するに当たっては、外交青書、外務省ホームページ等を使用した。

施策名：外交実施体制の整備・強化

分野2：在外公館の警備体制の強化

中期目標

現地の治安情勢や各種脅威を踏まえた適切な警備措置、職員の安全意識の向上のための研修・訓練を引き続き実施し、警備体制の一層の強化を図る。

過去3年度（令和4～6年度）の主な成果

1 【在外公館の警備体制の強化】

- 各在外公館の脅威に応じて、警備員の増員、警備機器の増設・新設や警備施設の増強による警備措置を実施した。また、紛争地域に所在する在外公館や特に緊急事態発生のリスクが高い在外公館を中心に、防弾車の配備等による移動時の安全対策の強化を実施し、在外公館の警備強化を図った。

2 【研修の実施】

- 外務省職員の赴任前研修（各年度4回）にて在外公館の警備対策や安全対策に係る講義を行うとともに、警備対策官研修（各年度1回、在外公館に赴任予定の警備対策官が参加）を実施した。また、危機管理会社を活用し在外公館職員や現地職員を対象に体験・経験型の危機管理・安全対策研修や防衛運転研修（令和4年度71名、令和5年度51名、令和6年度85名が参加）を実施し、研修参加者からは、ケーススタディを用いた座学や実技を通じてリスク評価・管理、事態対処の手法等を習得することが出来た等の評価が寄せられ、警備対策に係る更なる知識の習得や危機管理能力の向上等の成果を得た。

3 【警備訓練の実施】

- 各在外公館において退避訓練や緊急事態発生時の対応訓練等の警備訓練を毎年実施し（令和4年度150件、令和5年度150件、令和6年度158件）、実施公館からは、訓練を通じて公館及び職員が退避要領や事案対処要領を再確認し、改善策の検討等に繋げることが出来た等の評価が寄せられ、公館ごとの脅威に応じた緊急事態対処能力の向上に繋げることができた。

課題及び今後の方向性

1 【在外公館の警備体制の強化】

- 在外公館は、その国における「日本の顔」であり、外交活動の重要な拠点であると同時に、「国家安全保障戦略」において「在外邦人を保護する上で最も重要な拠点」とされているとおり、邦人保護の「最後の砦」である。そのため、平時のみならず、緊急事態時においても職員等の館務遂行に際しての安全を確保するため、人的・物的両面で質・量ともに一層の警備強化を図り、全在外公館において隙のない警備体制を構築する必要がある。近年、国際紛争や治安情勢の混乱等国际情勢は不確実性が高まり、これまでになく流動化してきており、それに伴い在外公館に対する脅威の形態も緊急事態、テロ、一般犯罪、抗議行動等多様化しており、これらの脅威に対し如何に効果的な警備対策を実施していくかが課題となっている。政府全体の厳しい予算事情の中で、在外公館施設及び同施設で働く職員等が安全な環境で十分に役割を果たせるよう引き続き警備体制の強化に資する施策を実施していく。

2 【研修の実施】

- 在外公館の警備対策には職員の理解と協力が必要不可欠であるところ、各種研修の実施により、警備・安全対策に係る意識の向上、危機管理能力の向上等の成果が得られており、公館及び職員の安全確保のため、引き続き各種研修を実施していく。

3 【警備訓練の実施】

- 国・地域ごとに脅威の形態が異なる中、同能力の向上を図る上で、緊急事態時に各公館がとるべき対処要領の確認・再検討を行うことは非常に重要であるところ、警備訓練の実施により、緊急事態対処能力の向上等の成果が得られており、引き続き各公館の実情に応じた警備訓練を実施していく。

施策名：外交実施体制の整備・強化

分野3：外交を支える情報防護体制の強化

中期目標

国際情勢の複雑化及び情報通信ネットワークの高度化に伴い、情報の重要性及び情報防護上の脅威が増大している現状に対応すべく、規則類の整備、研修の強化、技能の向上、関係部署との連携強化等、情報漏えい防止のための取組を一層強化する。

過去3年度（令和4～6年度）の主な成果

1 【省員の情報防護意識の向上】

- 省員に対する意識啓発をより効果的に実施することを目的として、秘密情報の適切な管理を徹底するため、本省全課室及び全在外公館において秘密保全に関する点検及び同点検を踏まえた立入検査を継続的に実施した結果、本省・在外ともに実施率が向上し、省員の情報防護意識が向上した。

2 【研修機会の多角化】

- 省員が自身のタイミングで情報防護研修を受けられるようイントラネットに情報防護研修動画を掲載した結果、省員の情報防護に関する知識の定着が実現するとともに、対面講義から発生する行政コストを抑えることができた。
- 情報防護上の対策の必要性が高い公館に赴任する省員が研修を受けずに赴任することがないよう、該当省員の赴任先把握を徹底したことにより、赴任先での危険行動の抑止につながった。

3 【情報防護上の脅威に係る現状把握】

- 日本の直面する情報防護上の脅威に係る現状を把握することを目的として、関連情報収集のための取組を一層強化し、国内外で関連情報の収集を進め、情報防護上の脅威を分析・評価するための基礎資料の充実を図るとともに、脅威に対処するための具体的な対策の立案を行ったことにより、各種事案発生を抑止力が強化された。

課題及び今後の方向性

1 【省員の情報防護意識の向上】

- 秘密情報の適切な管理を徹底するためには、全職員に対する意識啓発をより効果的に実施することが欠かせないが、秘密保全に関する点検の取組により、省員の情報防護意識が向上していることから、引き続き、同点検を実施していく。

2 【研修機会の多角化】

- 対面のみでしか受講できなかった情報防護研修をオンライン化により、情報防護に関する知識の定着及び行政コスト削減の両面を達成したことから、引き続き、本取組を継続実施していく。
- 赴任先での省員による危険行動の抑止のためにも、情報防護上の対策の必要性が高い公館に赴任する職員への研修は必要不可欠であり、引き続き遺漏無き対応を実施する。

3 【情報防護上の脅威に係る現状把握】

- 情報防護対策の実施において、脅威の把握は必要不可欠であるところ、引き続き、同様の対応を継続していく。

施策名：外交実施体制の整備・強化

分野4：地方連携の推進

中期目標

在外公館等も活用しつつ、地方の国際的取組や地方の魅力発信を支援するなど、地方との連携を図ることにより、オールジャパンでの総合的外交力の強化を目指す。

過去3年度（令和4～6年度）の主な成果

【地方連携の推進】

- 過去3か年度において、在外公館主催の天皇誕生日祝賀レセプションにおいて延べ274自治体の魅力発信等を実施した。また、令和3年度より新たに天皇誕生日祝賀レセプション以外の在外公館関連行事における自治体PRも開始し、計15件を実施した。在外公館と自治体が連携し、在外公館の人脈や施設等を活用することで、現地要人をはじめ各界の要路に参加自治体の多様な魅力を発信できた。
- 中国及び香港において、多数の自治体等からのブース出展等による参画を得て、「地域の魅力海外発信支援事業」の下での情報発信（オンライン形式を含む）を毎年実施した。現地のキー・オピニオン・リーダーのSNS等を通じた効果的な情報発信も実施し、東日本大震災や能登半島地震の被災地を含む日本の地方の魅力発信を行うことができた。
- 地方自治体との共催で、駐日外交団による地方視察ツアーを毎年実施した。11の県市を視察し延べ166か国220人が参加した。ツアー参加国と共催自治体間でその後環境等の分野別連携に繋がった事例がある。また、ツアー受入を通じ外交団対応等の経験を積んだ結果、その後自治体単独での外交団招聘に繋がった事例がある。
- 地方自治体と共催で、「地域の魅力発信セミナー」を都内で毎年実施した。計12の県市町と共催した結果、延べ約270人が参加した。
- 「地方創生支援飯倉公館活用対外発信事業」の一環として、飯倉公館を活用し、外務大臣と県知事の共催レセプションを計6回実施した。各回の共催県（開催順に福島県、栃木県、新潟県、徳島県、群馬県、長野県）の魅力を発信し、延べ約1,120名が参加した。参加した外交団等による自治体産品の購入につながった事例があるほか、駐日外交団やインフルエンサーによるSNS等を介した共催自治体の魅力発信・拡散に資する機会となった。

課題及び今後の方向性

【地方連携の推進】

- 令和7年6月「地方創生2.0の基本構想」が決定され、政府として今後10年間集中的に取り組む基本構想が取りまとまった。同基本構想には外務省主管の施策として「地方の国際的取組との連携・協力（地方連携推進）」が組み込まれており、外務省として、今後とも、地方は重要な外交プレーヤーとの基本認識の下、地方による自主的・主体的な国際的取組に寄り添った地方連携を推進すべく、自治体の「グローバル」なニーズに寄り添った連携・協力を展開することとなる。その際、本邦においては、飯倉公館や駐日外交団とのネットワーク、JICAの国内拠点、在外においては、在外公館やジャパン・ハウス等の関連施設や各国・地域の官・民とのネットワーク、ODAの協力アセットといった外務省の強みを最大限活用することとなる。
- そうした中、同基本構想の下での外務省主管施策においては、特に、自治体ごとに国際的取組の進展の格差が見られるところ、国際的取組を思うように取り進められずにいる自治体に係る情報収集、連携・協力案の企画立案等を行っていくことが課題となっている。
- 上記の「地方創生2.0の基本構想」の下での外務省主管施策にかかる課題も念頭におきつつ、引き続き、在外及び国内双方における地方自治体PRに取り組んでいく。
- その際、個別関連事業の実施回数のみならず、成果の具体例事例について、定性的にも可能な限りモニタリングしていくよう努める。

(主な取組)

- 外交青書 地方自治体などとの連携
[2023年版](#) [2024年版](#) [2025年版](#) (PDF版 p.319)
- 外務省HP
[グローバル外交ネット](#)
[外務省の地方連携事業](#)

(注) 評価書を作成するに当たっては、外交青書、外務省ホームページ等を使用した。